

京都市教育委員会教育長訓令甲第4号

事務局
学 校
幼 稚 園
教育機関

京都市教育委員会事務局教育次長等代決規程の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市教育委員会
教育長 生田義久

第3条第2項中「東山泉小中学校教育企画推進室長」を「新工業高校開設準備室長」に改め、同条中第18項を第19項とし、第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える

16 教育相談総合センターカウンセリングセンター長事故あるときは、その代決事項は、所管事務につき、担当課長が、担当課長事故あるときは、所管事務につき、担当課長補佐又は担当係長がこれを代決することができる。

第3条第14項を削り、同条第13項中「又は総合教育センター東山泉小中学校開設準備室長」を削り、同項を同条第14項とし、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項中「東山泉小中学校教育企画推進室長」を「新工業高校開設準備室長」に、「担当課長が、担当課長事故あるときは、所管事務につき、担当課長補佐」を「室長補佐」に改め、同項を同条第12項とし、同条第6項から同条第10項までを1項ずつ繰り下げ、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 総合教育センター学校統合推進室長事故あるときは、その代決事項は、計画課長が、計画課長事故あるときは、所管事務につき、担当課長が代決することができる。

別表課長（体育健康教育室の保健安全課長等、生涯学習部の生涯学習推進課長等、総合教育センター学校統合推進室計画課長及び青少年科学センターの市民科学事業課長等を除く。）、課相当の室の室長、総合教育センターカリキュラム開発支援センター長、教育相談総合センターカウンセリングセンター長、教育相談総合センターふれあいの杜館長及び野外教育センター奥志摩みさきの家所長の項中「、総合教育センター学校統合推進室計画課長」を削る。

別表調査課長の項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号を削り、第6号を第4

号とし、第7号を第5号とする。

別表学校事務支援室長の項中第5号を第7号とし、第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ、同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

- (1) 定例の学校事務の審査及び指導に関すること。
- (2) 学校経理及び学校校教具等の配分に関すること。

別表総合育成支援課長の項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 障害のある幼児、児童及び生徒の就学又は入学に係る附属機関への諮問等に関すること。

別表総合教育センター所長の項の次に次の1項を加える。

総合教育センター学校 総合推進室長	(1) 閉校施設の7日以内の目的外使用許可及び電柱、水道管、ガス管等に係る閉校施設の目的外使用許可に関すること。
----------------------	--

別表総合教育センター学校総合推進室長の項を削る。

別表子育て支援総合センターこどもみらい館長の項第1号を削り、同項第2号中「準ずる」を「準じる」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「こどもみらい館内」を「子育て支援総合センターこどもみらい館（以下「こどもみらい館」という。）内」に改め、同号を同項第2号とし、同項の次に次の1項を加える。

子育て支援総合センターこどもみらい館事務局長	(1) こどもみらい館の使用に関すること。
------------------------	-----------------------

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)